

勝井太郎議員に対する辞職勧告決議

私たち議員は、市民の厳粛なる負託を受けた市民の代表であり、議員としての立場と職責を十分認識し、良識をもって行動しなければならない。

しかし、勝井太郎議員は、平成29年第4回定例会における議案第56号、工事請負契約の変更について、12月8日総務文教常任委員会の付託案件として審査を終え、翌日にインターネットの投稿サイト（フェイスブック）に、本議案について自らの誤った見識のもとで、工事請負変更契約の問題点を示し、市と請負業者の間で、官製談合の疑いとも受け取れる内容の書き込みを行い、請負業者はもとよりその関係者、市の担当部局に多大な迷惑をかけたことは、誠に遺憾である。

勝井太郎議員には、過去にも、議会内の誤った情報をインターネットより配信し、また、議会外の言動や素行においても何度と無く問題を起こし、再三再四、当時の議長や同僚議員、また議員全員協議の場でも注意され、反省を促していたところである。

それにも関わらず今回の行為は、自省の念が欠如し、市議会及び市の名誉と権威を著しく傷つけるものであり、議員としての資質を疑うものである。

よって、本市議会は、議会の品位の尊重と権威保持、そして議員の職責を鑑み、勝井太郎議員に対し、自らの意思により議員の職を辞することをここに勧告する。

以上決議する。

平成29年12月19日

宇陀市議会